

議案第 3 1 号

調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部
を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 4 年 9 月 3 0 日

提出者 調布市教育委員会
教育長 大和田 正 治

提案理由

令和 4 年 1 0 月 1 日より東京都最低賃金が改定されることに伴い、調布市教育委員会会計年度任用職員の報酬額について改正するため、提案するものです。

調布市教育委員会規則第 7 号

調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部
を改正する規則

調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則（令和元年教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表 4 の項， 5 の項， 8 の項及び 1 8 の項中「1， 0 5 0」を
「1， 0 8 0」に改める。

附 則

- 1 この規則は，令和 4 年 1 0 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則別表の規定は，令和 4 年 1 0 月以後の月分として支給すべき報酬について適用し，同月前の月分として支給すべき報酬については，なお従前の例による。

調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則 令和元年11月22日教育委員会規則第5号</p> <p>改正</p> <p>令和2年3月27日教委規則第4号 令和2年6月30日教委規則第8号 令和3年3月26日教委規則第2号 令和3年9月28日教委規則第6号 令和4年3月25日教委規則第1号</p> <p>調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則 調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則を次のように制定する。</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 別表設置目的の欄に掲げる目的に応じ、同表名称の欄に定める会計年度任用職員を置く。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において「会計年度任用職員」とは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員で、同条第1項及び第2項の規定により任用されるものをいう。</p> <p>(配置)</p> <p>第3条 会計年度任用職員は、別表名称の欄に掲げる区分に応じ、同表所属の欄に定める部署又は任命権者の指定する施設に配置する。</p> <p>(職務)</p> <p>第4条 会計年度任用職員は、任命権者の指揮監督の下に、別表名称の欄に掲げる区分に応じ、同表業務内容の欄に定める業務に従事する。</p> <p>(任用)</p>	<p>○調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則 令和元年11月22日教育委員会規則第5号</p> <p>改正</p> <p>令和2年3月27日教委規則第4号 令和2年6月30日教委規則第8号 令和3年3月26日教委規則第2号 令和3年9月28日教委規則第6号 令和4年3月25日教委規則第1号</p> <p>調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則 調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則を次のように制定する。</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 別表設置目的の欄に掲げる目的に応じ、同表名称の欄に定める会計年度任用職員を置く。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において「会計年度任用職員」とは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員で、同条第1項及び第2項の規定により任用されるものをいう。</p> <p>(配置)</p> <p>第3条 会計年度任用職員は、別表名称の欄に掲げる区分に応じ、同表所属の欄に定める部署又は任命権者の指定する施設に配置する。</p> <p>(職務)</p> <p>第4条 会計年度任用職員は、任命権者の指揮監督の下に、別表名称の欄に掲げる区分に応じ、同表業務内容の欄に定める業務に従事する。</p> <p>(任用)</p>

改正後	改正前
<p>第5条 会計年度任用職員は、次の各号に掲げる要件を備えている者のうちから、公募による試験又は選考により任命権者が任用する。ただし、職務の性質から公募により難いと任命権者が認めた場合は、公募によらないことができる。</p> <p>(1) 職務の遂行に必要な資格、知識、技能等に関する要件として別表名称の欄に掲げる区分に応じ、同表資格等の要件の欄に定める要件を備えていること。</p> <p>(2) 健康で、かつ、意欲をもって職務を遂行すると認められること。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、任命権者が必要と認める要件を備えていること。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、任命権者は、やむを得ない事情があると認めるときは、試験又は選考により適当と認めた者を会計年度任用職員として任用することができる。</p> <p>(再度の任用)</p>	<p>第5条 会計年度任用職員は、次の各号に掲げる要件を備えている者のうちから、公募による試験又は選考により任命権者が任用する。ただし、職務の性質から公募により難いと任命権者が認めた場合は、公募によらないことができる。</p> <p>(1) 職務の遂行に必要な資格、知識、技能等に関する要件として別表名称の欄に掲げる区分に応じ、同表資格等の要件の欄に定める要件を備えていること。</p> <p>(2) 健康で、かつ、意欲をもって職務を遂行すると認められること。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、任命権者が必要と認める要件を備えていること。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、任命権者は、やむを得ない事情があると認めるときは、試験又は選考により適当と認めた者を会計年度任用職員として任用することができる。</p> <p>(再度の任用)</p>
<p>第6条 前条の規定により任用された会計年度任用職員については、当該会計年度任用職員が任用された別表名称の欄に掲げる職が当該任用された年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）の翌年度においても設置され、当該職への任用の対象とする場合において、勤務実績等に基づき能力の実証を行うことができると任命権者が認めたときであつて、かつ、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者であるときに限り、再度任用することができる。</p> <p>(1) 勤務実績等に基づく能力の実証の結果が良好であること。</p> <p>(2) 再度の任用をする日の属する年度の前年度において、懲戒処分を受けてないこと。</p> <p>(3) 再度の任用をする日の属する年度の前年度における休職及び欠勤の日数が、任期中の所定勤務日数の2分の1未満であること。ただし、地方公務員法第28条第2項第1号の規定による休職をする者について、任期满了時においておおむね1月以内に回復する見込みがあり、かつ、そ</p>	<p>第6条 前条の規定により任用された会計年度任用職員については、当該会計年度任用職員が任用された別表名称の欄に掲げる職が当該任用された年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）の翌年度においても設置され、当該職への任用の対象とする場合において、勤務実績等に基づき能力の実証を行うことができると任命権者が認めたときであつて、かつ、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者であるときに限り、再度任用することができる。</p> <p>(1) 勤務実績等に基づく能力の実証の結果が良好であること。</p> <p>(2) 再度の任用をする日の属する年度の前年度において、懲戒処分を受けてないこと。</p> <p>(3) 再度の任用をする日の属する年度の前年度における休職及び欠勤の日数が、任期中の所定勤務日数の2分の1未満であること。ただし、地方公務員法第28条第2項第1号の規定による休職をする者について、任期满了時においておおむね1月以内に回復する見込みがあり、かつ、そ</p>

改正後	改正前
<p>れ以降良好に勤務することが可能であると任命権者が認めた場合は、この限りでない。</p>	<p>れ以降良好に勤務することが可能であると任命権者が認めた場合は、この限りでない。</p>
<p>2 再度の任用は、連続4回を上限とする。 (任期)</p>	<p>2 再度の任用は、連続4回を上限とする。 (任期)</p>
<p>第7条 会計年度任用職員の任期は、その採用の日から同日の属する年度の末日までの期間の範囲内で任命権者が定める。</p>	<p>第7条 会計年度任用職員の任期は、その採用の日から同日の属する年度の末日までの期間の範囲内で任命権者が定める。</p>
<p>2 任命権者は、会計年度任用職員の任期が前項に規定する期間に満たない場合には、当該会計年度任用職員の勤務実績等を考慮したうえで、当該期間の範囲内において、その任期を更新することができる。</p>	<p>2 任命権者は、会計年度任用職員の任期が前項に規定する期間に満たない場合には、当該会計年度任用職員の勤務実績等を考慮したうえで、当該期間の範囲内において、その任期を更新することができる。</p>
<p>3 前2項の規定は、第6条の規定による再度の任用後の任期について準用する。この場合において、第1項中「採用」とあるのは「再度の任用」と、第2項中「前項」とあるのは「次項において読み替えて準用する前項」と読み替えるものとする。 (勤務日数等)</p>	<p>3 前2項の規定は、第6条の規定による再度の任用後の任期について準用する。この場合において、第1項中「採用」とあるのは「再度の任用」と、第2項中「前項」とあるのは「次項において読み替えて準用する前項」と読み替えるものとする。 (勤務日数等)</p>
<p>第8条 会計年度任用職員の勤務日数は、別表名称の欄に掲げる区分に応じ、同表勤務日数の欄に定めるところにより、勤務時間は、1日につき7時間45分を超えない範囲において任命権者が定める。</p>	<p>第8条 会計年度任用職員の勤務日数は、別表名称の欄に掲げる区分に応じ、同表勤務日数の欄に定めるところにより、勤務時間は、1日につき7時間45分を超えない範囲において任命権者が定める。</p>
<p>2 前項に規定するもののほか、会計年度任用職員の勤務日数及び勤務時間数は、1週間につき5日以内（特別の勤務に服する会計年度任用職員にあっては、月16日又は年220日を超えない範囲内）かつ37時間30分以内で任命権者が定める。</p>	<p>2 前項に規定するもののほか、会計年度任用職員の勤務日数及び勤務時間数は、1週間につき5日以内（特別の勤務に服する会計年度任用職員にあっては、月16日又は年220日を超えない範囲内）かつ37時間30分以内で任命権者が定める。</p>
<p>3 任命権者は、業務の円滑な遂行のため必要があると認めるときは、同月内において、会計年度任用職員の勤務が割り振られていない日と前項の規定による勤務日とを振り替えて当該会計年度任用職員に勤務させることができる。 (報酬)</p>	<p>3 任命権者は、業務の円滑な遂行のため必要があると認めるときは、同月内において、会計年度任用職員の勤務が割り振られていない日と前項の規定による勤務日とを振り替えて当該会計年度任用職員に勤務させることができる。 (報酬)</p>
<p>第9条 会計年度任用職員の報酬は、別表名称の欄に掲げる区分に応じ、同表報酬額の欄に定めるところによる。</p>	<p>第9条 会計年度任用職員の報酬は、別表名称の欄に掲げる区分に応じ、同表報酬額の欄に定めるところによる。</p>

改正後	改正前
<p>(準用)</p> <p>第10条 この規則に定めるもののほか、会計年度任用職員の任用等に関する必要な事項については、調布市会計年度任用職員の任用等に関する規則(令和元年調布市規則第46号)、調布市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則(昭和40年調布市規則第6号)及び調布市会計年度任用職員の人事評価に関する規程(令和2年調布市訓令第1号)を準用する。</p> <p>(雑則)</p> <p>第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>2 次の各号に掲げる規則は、令和2年3月31日をもって廃止する。</p> <p>(1) 調布市社会教育指導員設置に関する規則(平成19年3月20日教育委員会規則第8号)</p> <p>(2) 調布市郷土博物館専門員設置規則(平成3年3月29日教育委員会規則第4号)</p> <p>附 則(令和2年3月27日教委規則第4号)</p> <p>この規則は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>附 則(令和2年6月30日教委規則第8号)</p> <p>この規則は、令和2年7月1日から施行する。</p> <p>附 則(令和3年3月26日教委規則第2号)</p> <p>この規則は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p>附 則(令和3年9月28日教委規則第6号)</p> <p>1 この規則は、令和3年10月1日から施行する。</p> <p>2 この規則による改正後の調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則別表の規定は、令和3年10月以後の月分として支給すべき報酬について適用し、同月前の月分として支給すべき報酬については、なお従前の例による。</p>	<p>(準用)</p> <p>第10条 この規則に定めるもののほか、会計年度任用職員の任用等に関する必要な事項については、調布市会計年度任用職員の任用等に関する規則(令和元年調布市規則第46号)、調布市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則(昭和40年調布市規則第6号)及び調布市会計年度任用職員の人事評価に関する規程(令和2年調布市訓令第1号)を準用する。</p> <p>(雑則)</p> <p>第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>2 次の各号に掲げる規則は、令和2年3月31日をもって廃止する。</p> <p>(1) 調布市社会教育指導員設置に関する規則(平成19年3月20日教育委員会規則第8号)</p> <p>(2) 調布市郷土博物館専門員設置規則(平成3年3月29日教育委員会規則第4号)</p> <p>附 則(令和2年3月27日教委規則第4号)</p> <p>この規則は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>附 則(令和2年6月30日教委規則第8号)</p> <p>この規則は、令和2年7月1日から施行する。</p> <p>附 則(令和3年3月26日教委規則第2号)</p> <p>この規則は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p>附 則(令和3年9月28日教委規則第6号)</p> <p>1 この規則は、令和3年10月1日から施行する。</p> <p>2 この規則による改正後の調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則別表の規定は、令和3年10月以後の月分として支給すべき報酬について適用し、同月前の月分として支給すべき報酬については、なお従前の例による。</p>

改正後	改正前
-----	-----

<p style="text-align: center;">附 則（令和4年3月25日教委規則第1号）</p> <p>1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、別表第30の項報酬額（円）の欄中「1,130」を「1,170」に、「1,050」を「1,090」に改める改正規定は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この規則による改正後の調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則別表第31の項の規定は、令和4年2月以後の月分として支給すべき報酬について適用し、同月前の月分として支給すべき報酬については、なお従前の例による。</p> <p style="text-align: center; color: red;">附 則（令和4年9月30日教委規則第〇号）</p> <p style="color: red;">1 この規則は、令和4年10月1日から施行する。</p> <p style="color: red;">2 この規則による改正後の調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則別表の規定は、令和4年10月以後の月分として支給すべき報酬について適用し、同月前の月分として支給すべき報酬については、なお従前の例による。</p>	<p style="text-align: center;">附 則（令和4年3月25日教委規則第1号）</p> <p>1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、別表第30の項報酬額（円）の欄中「1,130」を「1,170」に、「1,050」を「1,090」に改める改正規定は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この規則による改正後の調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則別表第31の項の規定は、令和4年2月以後の月分として支給すべき報酬について適用し、同月前の月分として支給すべき報酬については、なお従前の例による。</p>
---	--

別表（第1条、第3条—第6条、第8条、第9条関係）

会計年度任用職員配置表

番号	設置目的	名称	所属	業務内容	資格等の要件	勤務日数	報酬額（円）	報酬単位
1	調布市立小学校及び調布市立中学校における用務業務の充実を図るため	学校施設管理専門員	教育委員会教育総務課	調布市立小学校及び調布市立中学校における施設、設備、備品等の修繕、製作等学校用務に従事する職員の補助	大工仕事のできる者又は大工仕事の経験のある者であること。	週4日又は月16日	1,300	時

番号	設置目的	名称	所属	業務内容	資格等の要件	勤務日数	報酬額（円）	報酬単位
1	調布市立小学校及び調布市立中学校における用務業務の充実を図るため	学校施設管理専門員	教育委員会教育総務課	調布市立小学校及び調布市立中学校における施設、設備、備品等の修繕、製作等学校用務に従事する職員の補助	大工仕事のできる者又は大工仕事の経験のある者であること。	週4日又は月16日	1,300	時

改正後										改正前									
				に 関 す る こ と。									に 関 す る こ と。						
2	調布市立 小学校及 び調布市 立中学校 における 学校事務 の充実を 図るため	学校 事務 専門 員	教育 委員 会教 育総 務課	調布市立小学 校及び調布市 立中学校にお ける学校事務 に関するこ と。	パソコン 操作がで きる者で あるこ と。	年219日	1,430	時		2	調布市立 小学校及 び調布市 立中学校 における 学校事務 の充実を 図るため	学校 事務 専門 員	教育 委員 会教 育総 務課	調布市立小学 校及び調布市 立中学校にお ける学校事務 に関するこ と。	パソコン 操作がで きる者で あるこ と。	年219日	1,430	時	
3	調布市立 小学校及 び調布市 立中学校 における 調理業務 の充実を 図るため	学校 給食 調理 専門 員	教育 委員 会教 育総 務課	調布市立小学 校及び調布市 立中学校にお ける学校給食 調理に関する こと。	調理師免 許を有し ている者 又は調理 業務の経 験がある 者である こと。	年192日	1,270	時		3	調布市立 小学校及 び調布市 立中学校 における 調理業務 の充実を 図るため	学校 給食 調理 専門 員	教育 委員 会教 育総 務課	調布市立小学 校及び調布市 立中学校にお ける学校給食 調理に関する こと。	調理師免 許を有し ている者 又は調理 業務の経 験がある 者である こと。	年192日	1,270	時	
4	調布市立 小学校及 び調布市 立中学校 における 用務業務 の充実を 図るため	調布 市教 育委 員会 技能 補助 員（用 務員）	教育 委員 会教 育総 務課	調布市立小学 校及び調布市 立中学校にお ける学校用務 作業全般の補 助に関するこ と。	—	週2日 から週 4日の うち所 属長が 指定す る日数 又は月 16日	<u>1,080</u>	時		4	調布市立 小学校及 び調布市 立中学校 における 用務業務 の充実を 図るため	調布 市教 育委 員会 技能 補助 員（用 務員）	教育 委員 会教 育総 務課	調布市立小学 校及び調布市 立中学校にお ける学校用務 作業全般の補 助に関するこ と。	—	週2日 から週 4日の うち所 属長が 指定す る日数 又は月 16日	<u>1,050</u>	時	
5	調布市立 小学校及 び調布市 立中学校 における 用務業務 の充実を 図るため	調布 市教 育委 員会 技能 補助 員（用 務員）	教育 委員 会教 育総 務課	調布市立小学 校及び調布市 立中学校にお ける学校用務 作業全般の補 助に関するこ と。	—	年192日	<u>1,080</u>	時		5	調布市立 小学校及 び調布市 立中学校 における 用務業務 の充実を 図るため	調布 市教 育委 員会 技能 補助 員（用 務員）	教育 委員 会教 育総 務課	調布市立小学 校及び調布市 立中学校にお ける学校用務 作業全般の補 助に関するこ と。	—	年192日	<u>1,050</u>	時	

改正後								改正前										
	び調布市立中学校における調理業務の充実を図るため	育委員会 技能補助員(給食調理員)	会教育総務課	立中学校における学校給食調理補助に関すること。						び調布市立中学校における調理業務の充実を図るため	育委員会 技能補助員(給食調理員)	会教育総務課	立中学校における学校給食調理補助に関すること。					
6	調布市立小学校及び調布市立中学校における栄養士業務の充実を図るため	学校栄養士専門員	教育委員会学務課	調布市立小学校における栄養士業務補助及び調布市立中学校における給食事務に関すること。	栄養士免許を有する者であること。	小学校 栄養士 年219日 中学校 栄養士 年220日	1,430時			6	調布市立小学校及び調布市立中学校における栄養士業務の充実を図るため	学校栄養士専門員	教育委員会学務課	調布市立小学校における栄養士業務補助及び調布市立中学校における給食事務に関すること。	栄養士免許を有する者であること。	小学校 栄養士 年219日 中学校 栄養士 年220日	1,430時	
7	調布市立小学校及び調布市立中学校における食物アレルギー対応の充実を図るため	食物アレルギー専門員	教育委員会学務課	調布市立小学校及び調布市立中学校における食物アレルギー対応業務に関すること。	栄養士法に定められる管理栄養士の資格を有し、かつ学校給食現場や病院等において実務経験を有する者で	年192日	1,600時			7	調布市立小学校及び調布市立中学校における食物アレルギー対応の充実を図るため	食物アレルギー専門員	教育委員会学務課	調布市立小学校及び調布市立中学校における食物アレルギー対応業務に関すること。	栄養士法に定められる管理栄養士の資格を有し、かつ学校給食現場や病院等において実務経験を有する者で	年192日	1,600時	

改正後										改正前									
					あること。										あること。				
8	調布市立小学校及び調布市立中学校における調理業務の充実を図るため	調布市教育委員会技能補助員(応援給食調理員)	教育委員会学務課	調布市立小学校及び調布市立中学校における学校給食調理補助に関すること(給食調理員の欠員が発生した学校の給食調理補助を含む。)	調理師免許を有している者又は調理業務の経験がある者であること。	年195日	1,080時			8	調布市立小学校及び調布市立中学校における調理業務の充実を図るため	調布市教育委員会技能補助員(応援給食調理員)	教育委員会学務課	調布市立小学校及び調布市立中学校における学校給食調理補助に関すること(給食調理員の欠員が発生した学校の給食調理補助を含む。)	調理師免許を有している者又は調理業務の経験がある者であること。	年195日	1,050時		
9	調布市立小学校及び調布市立中学校における情報教育の充実を図るため	情報教育専門員	教育委員会指導室	情報教育における授業及び教員の支援や情報機器のサポート及びメンテナンス, 校務の電子化, 学校の情報発信に関すること。	情報教育及び情報機器等分野全般に幅広い知識, 高い専門性を有する者であること。	月16日	1,700時			9	調布市立小学校及び調布市立中学校における情報教育の充実を図るため	情報教育専門員	教育委員会指導室	情報教育における授業及び教員の支援や情報機器のサポート及びメンテナンス, 校務の電子化, 学校の情報発信に関すること。	情報教育及び情報機器等分野全般に幅広い知識, 高い専門性を有する者であること。	月16日	1,700時		
10	調布市立小学校及び調布市立中学校における学校図書	学校司書	教育委員会指導室	調布市立小学校及び調布市立中学校における図書館資料の収集や分類排列, その目	司書又は司書教諭の資格を有する者であること。	年215日	1,200時			10	調布市立小学校及び調布市立中学校における学校図書	学校司書	教育委員会指導室	調布市立小学校及び調布市立中学校における図書館資料の収集や分類排列, その目	司書又は司書教諭の資格を有する者であること。	年215日	1,200時		

改正後								改正前										
	館運営の充実を図るため			録整備, 図書館利用の指導補助, 他の図書館との連絡・調整等, 学校図書館の運営補助に関すること。						館運営の充実を図るため			録整備, 図書館利用の指導補助, 他の図書館との連絡・調整等, 学校図書館の運営補助に関すること。					
11	調布市立小学校1年生及び同2年生の少人数学習による指導を行うため	少人数指導講師	教育委員会指導室	市立小学校低学年等算数少人数指導及びそれに付随する業務に関すること。	小学校教員免許状を有する者であること。	年215日	1,600時			11	調布市立小学校1年生及び同2年生の少人数学習による指導を行うため	少人数指導講師	教育委員会指導室	市立小学校低学年等算数少人数指導及びそれに付随する業務に関すること。	小学校教員免許状を有する者であること。	年215日	1,600時	
12	調布市立小学校及び調布市立中学校の特別支援学級の運営補助を行うため	学級介助員	教育委員会指導室	(1) 身辺の自立を目的とした生活習慣に係る育成指導に関すること。 (2) 学習, 集団行動, 登下校時等の指導に関すること。 (3) 移動教室, 修学旅行	教員免許状を有する者又は特別支援教育に関する専門的識見及び能力を有する者であること。	年215日	1,600時			12	調布市立小学校及び調布市立中学校の特別支援学級の運営補助を行うため	学級介助員	教育委員会指導室	(1) 身辺の自立を目的とした生活習慣に係る育成指導に関すること。 (2) 学習, 集団行動, 登下校時等の指導に関すること。 (3) 移動教室, 修学旅行	教員免許状を有する者又は特別支援教育に関する専門的識見及び能力を有する者であること。	年215日	1,600時	

改正後										改正前									
				等の校外指導に関する こと。 (4) 前3号 に掲げるも ののほか,学 級運営上必 要な業務に 関すること。										等の校外指 導に関する こと。 (4) 前3号 に掲げるも ののほか,学 級運営上必 要な業務に 関すること。					
13	調布市立 小学校及 び調布市 立中学校 における 教員の指 導補助等 を行うた め	スク ールサ ポータ ー	教育 委員 会指 導室	調布市立小学 校及び調布市 立中学校の通 常学級におけ る特別な支援 を要する児 童・生徒への指 導補助や個別 的学習指導に 関すること。	教員免許 状を有 し, 学校 教育, 家 庭教育等 に関する 専門的識 見及び能 力がある 者である こと。	年172日	1,400時			13	調布市立 小学校及 び調布市 立中学校 における 教員の指 導補助等 を行うた め	スク ールサ ポータ ー	教育 委員 会指 導室	調布市立小学 校及び調布市 立中学校の通 常学級におけ る特別な支援 を要する児 童・生徒への指 導補助や個別 的学習指導に 関すること。	教員免許 状を有 し, 学校 教育, 家 庭教育等 に関する 専門的識 見及び能 力がある 者である こと。	年172日	1,400時		
14	調布市立 小学校及 び調布市 立中学校 における 教職員の 資質向上 を図るた め	教育 経営 研究 室専 門研 究員	教育 委員 会指 導室	教職員の新任 研修及び経験 者等の研修を はじめ, 教育に 関する専門的 , 技術的事項の 調査・研究に関 すること。	教諭及び 教育管理 者として 長年にお たり学校 教育に従 事するな ど, 学校	年156日	1,600時			14	調布市立 小学校及 び調布市 立中学校 における 教職員の 資質向上 を図るた め	教育 経営 研究 室専 門研 究員	教育 委員 会指 導室	教職員の新任 研修及び経験 者等の研修を はじめ, 教育に 関する専門的 , 技術的事項の 調査・研究に関 すること。	教諭及び 教育管理 者として 長年にお たり学校 教育に従 事するな ど, 学校	年156日	1,600時		

改正後								改正前												
	め				教育及び家庭教育等に関する高度な専門的識見及び能力を有する者であること。						め				教育及び家庭教育等に関する高度な専門的識見及び能力を有する者であること。					
15	調布市立小学校及び調布市立中学校に通う児童・生徒の教育全般の課題解決を図るため	教育支援コーディネーター	教育委員会指導室	(1) 学校生活に係る教育全般の相談業務に関すること。 (2) 特別な支援を要する児童・生徒の指導に関すること。 (3) 不登校児童・生徒支援業務に関すること。 (4) 前各号に掲げるもののほか、所属長が適当と認める業	教員免許状を有し、学校教育、家庭教育等に関する専門的識見及び能力を有すること。	年96日から年192日のうち所属長が指定する日数	1,600時				15	調布市立小学校及び調布市立中学校に通う児童・生徒の教育全般の課題解決を図るため	教育支援コーディネーター	教育委員会指導室	(1) 学校生活に係る教育全般の相談業務に関すること。 (2) 特別な支援を要する児童・生徒の指導に関すること。 (3) 不登校児童・生徒支援業務に関すること。 (4) 前各号に掲げるもののほか、所属長が適当と認める業	教員免許状を有し、学校教育、家庭教育等に関する専門的識見及び能力を有すること。	年96日から年192日のうち所属長が指定する日数	1,600時		

改正後										改正前									
				務に関する こと。										務に関する こと。					
16	調布市立 小学校及 び調布市 立中学校 に通う児 童・生徒の 家庭や学 校におけ る教育支 援の充実 を図るた め	スク ール ソー シャル ワー カー	教育 委員 会指 導室	(1) 問題を 抱える児 童・生徒が置 かれた環境 への働きか けに関する こと。 (2) 関係機 関等とのネ ットワーク の構築, 連 携・調整に関 すること。 (3) 学校内 におけるチ ーム体制の 構築, 支援に 関すること。 (4) 保護者, 教職員等 に対する支 援・相談・情 報提供に関 すること。 (5) 前各号 に掲げるも	社会福祉 士, 精神 保健福祉 士の資格 を有する 者である こと。	年96日 から年 192日の うち所 属長が 指定す る日数	2,000	時		16	調布市立 小学校及 び調布市 立中学校 に通う児 童・生徒の 家庭や学 校におけ る教育支 援の充実 を図るた め	スク ール ソー シャル ワー カー	教育 委員 会指 導室	(1) 問題を 抱える児 童・生徒が置 かれた環境 への働きか けに関する こと。 (2) 関係機 関等とのネ ットワーク の構築, 連 携・調整に関 すること。 (3) 学校内 におけるチ ーム体制の 構築, 支援に 関すること。 (4) 保護者, 教職員等 に対する支 援・相談・情 報提供に関 すること。 (5) 前各号 に掲げるも	社会福祉 士, 精神 保健福祉 士の資格 を有する 者である こと。	年96日 から年 192日の うち所 属長が 指定す る日数	2,000	時	

改正後								改正前								
				ののほか, 所属長が適当と認める業務に関すること。								ののほか, 所属長が適当と認める業務に関すること。				
17	調布市立小学校及び調布市立中学校におけるカウンセリング等の機能の充実を図り, 不登校, いじめ, 問題行動等の改善に資するため	調布市スクールカウンセラー	教育委員会指導室	カウンセリング等を通じて, 児童・生徒の不登校, いじめ, 問題行動等の改善に関すること。	公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定する臨床心理士, 公認心理師法による公認心理師, 学校心理士認定運営機構・日本学校心理士会の認定する学校心理士のいずれかの資格を有する者である	1校当たり年間35日	2,000時	17	調布市立小学校及び調布市立中学校におけるカウンセリング等の機能の充実を図り, 不登校, いじめ, 問題行動等の改善に資するため	調布市スクールカウンセラー	教育委員会指導室	カウンセリング等を通じて, 児童・生徒の不登校, いじめ, 問題行動等の改善に関すること。	公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定する臨床心理士, 公認心理師法による公認心理師, 学校心理士認定運営機構・日本学校心理士会の認定する学校心理士のいずれかの資格を有する者である	1校当たり年間35日	2,000時	

改正後								改正前									
					こと。							こと。					
18	一般教員の負担軽減を図り、教員がより児童生徒への指導や教材研究に注力できる体制を整備するため	スクール・サポート・スタッフ	教育委員会指導室	教員補助(授業準備, 採点業務, 教材作成の補助等)に関すること。	—	年172日	1,080	時	18	一般教員の負担軽減を図り、教員がより児童生徒への指導や教材研究に注力できる体制を整備するため	スクール・サポート・スタッフ	教育委員会指導室	教員補助(授業準備, 採点業務, 教材作成の補助等)に関すること。	—	年172日	1,050	時
19	事務職員等の欠員補充対応及び大規模校に配置されている都費学校事務職員の補助を行うため	学校補助員	教育委員会指導室	都費学校事務職員の補助(各種手当支給, 旅費支給, 補助金・交付金の申請等)に関すること。	—	教育委員会が定める日数	都交付金単価に準じる。	時	19	事務職員等の欠員補充対応及び大規模校に配置されている都費学校事務職員の補助を行うため	学校補助員	教育委員会指導室	都費学校事務職員の補助(各種手当支給, 旅費支給, 補助金・交付金の申請等)に関すること。	—	教育委員会が定める日数	都交付金単価に準じる。	時
				栄養士業務	栄養士免許を有する者であること。	教育委員会が定める日数	都交付金単価に準じる。	時					栄養士業務	栄養士免許を有する者であること。	教育委員会が定める日数	都交付金単価に準じる。	時
				養護教諭業務	養護教諭免許等を有する者	教育委員会が定める	都交付金単価	時					養護教諭業務	養護教諭免許等を有する者	教育委員会が定める	都交付金単価	時

改正後								改正前									
					であること。	日数	に準じる。					であること。	日数	に準じる。			
20	副校長の事務補助を行うため	副校長補佐	教育委員会指導室	副校長の事務補助(任用書類作成, 調査回答等)に関すること。	学校教職員, 行政事務職員, 一般企業における常勤職員等の経験者であること。	年192日	1,570時		20	副校長の事務補助を行うため	副校長補佐	教育委員会指導室	副校長の事務補助(任用書類作成, 調査回答等)に関すること。	学校教職員, 行政事務職員, 一般企業における常勤職員等の経験者であること。	年192日	1,570時	
21	中学校における部活動の充実及び教員の負担軽減を図り, もって中学校の指導体制の整備及び充実に資するため	部活動指導員	教育委員会指導室	部活動に係る職務(実技指導, 安全に関する知識及び技能の指導, 大会及び練習試合等の引率, その他部活動指導に関し校長が必要と認める事項等)に関すること。	—	教育委員会が定める日数	1,600時		21	中学校における部活動の充実及び教員の負担軽減を図り, もって中学校の指導体制の整備及び充実に資するため	部活動指導員	教育委員会指導室	部活動に係る職務(実技指導, 安全に関する知識及び技能の指導, 大会及び練習試合等の引率, その他部活動指導に関し校長が必要と認める事項等)に関すること。	—	教育委員会が定める日数	1,600時	
22	教育行政の充実を図るため	青少年交流館	教育委員会	小・中学生の活動のサポート, イベントの企画	教員・保育士・幼稚園教諭	月16日又は月15日	1,300時		22	教育行政の充実を図るため	青少年交流館	教育委員会	小・中学生の活動のサポート, イベントの企画	教員・保育士・幼稚園教諭	月16日又は月15日	1,300時	

改正後								改正前										
			専門 員	会教 育課	画・運営, チラ シ・広報紙・報 告書等の作成, 電話・来館者の 対応, 小・中学 生の安全管理 等に関するこ と。	の資格を 有する者 であるこ と。					専門 員	会教 育課	画・運営, チラ シ・広報紙・報 告書等の作成, 電話・来館者の 対応, 小・中学 生の安全管理 等に関するこ と。	の資格を 有する者 であるこ と。				
23	教育行政 の充実を 図るため	教育 相談 心理 職専門 員	教育 委員会 指導室	(1) 来所相 談業務に関 すること。 (2) 電話相 談業務に関 すること。 (3) 就学, 転 学及び通級 指導学級入 退級相談業 務に関する こと。 (4) 不登校 児童・生徒支 援業務に関 すること。 (5) 前各号 に掲げるも ののほか, 所 属長が適当	公益財団 法人日本 臨床心理 士資格認 定協会の 認定する 臨床心理 士, 公認 心理師法 による公 認心理 師, 学校 心理士認 定運営機 構・日本 学校心理 士会の認 定する学 校心理士 のいずれ	週2日 から週 5日の うち所 属長が 指定す る日数	2,000時	23	教育行政 の充実を 図るため	教育 相談 心理 職専門 員	教育 委員会 指導室	(1) 来所相 談業務に関 すること。 (2) 電話相 談業務に関 すること。 (3) 就学, 転 学及び通級 指導学級入 退級相談業 務に関する こと。 (4) 不登校 児童・生徒支 援業務に関 すること。 (5) 前各号 に掲げるも ののほか, 所 属長が適当	公益財団 法人日本 臨床心理 士資格認 定協会の 認定する 臨床心理 士, 公認 心理師法 による公 認心理 師, 学校 心理士認 定運営機 構・日本 学校心理 士会の認 定する学 校心理士 のいずれ	週2日 から週 5日の うち所 属長が 指定す る日数	2,000時			

改正後								改正前														
				と認める業務に関する こと。	かの資格 を有する 者又は資 格取得見 込みの者 であるこ と。							と認める業務に関する こと。	かの資格 を有する 者又は資 格取得見 込みの者 であるこ と。									
24	教育行政 の充実を 図るため	教育相 談教育 職専門 員	教育 委員会 指導室	(1) 電話相 談業務に 関する こと。 (2) 就学、 転学及び 通級指 導学級 入退級 相談業 務に関 するこ と。 (3) 前2号 に掲げ るもの のほか、 所属長 が適当 と認め る業務 に関する こと。	教員免許 状を有す る者で、 10年以上 学校教育 に関する 職にあり た者であ ること。	週2日 から週 5日の うち所 属長が 指定す る日数	1,600時					24	教育行政 の充実を 図るため	教育相 談教育 職専門 員	教育 委員会 指導室	(1) 電話相 談業務に 関する こと。 (2) 就学、 転学及び 通級指 導学級 入退級 相談業 務に関 するこ と。 (3) 前2号 に掲げ るもの のほか、 所属長 が適当 と認め る業務 に関する こと。	教員免許 状を有す る者で、 10年以上 学校教育 に関する 職にあり た者であ ること。	週2日 から週 5日の うち所 属長が 指定す る日数	1,600時			
25	調布市立 図書館に おける 図書館 事業の 充実を	図書 館専門 員 (専門 的)	教育 委員会 図書館	(1) 専門 的業務 の補助 に関する こと。 (2) 窓口 受	図書館 司書資 格を持 っている 者であ ること。	週2日 から週 5日の うち所 属長が	1,300時					25	調布市立 図書館に おける 図書館 事業の 充実を	図書 館専門 員 (専門 的)	教育 委員会 図書館	(1) 専門 的業務 の補助 に関する こと。 (2) 窓口 受	図書館 司書資 格を持 っている 者であ ること。	週2日 から週 5日の うち所 属長が	1,300時			

改正後								改正前											
	図るため	業務)		付及び資料整理に関すること。 (3) 電子資料利用者への支援業務, 原資料の整理業務等に関すること。 (4) 前3号に掲げるもののほか, 調布市立図書館長が指定する事務に関すること。		指定する日数				図るため	業務)		付及び資料整理に関すること。 (3) 電子資料利用者への支援業務, 原資料の整理業務等に関すること。 (4) 前3号に掲げるもののほか, 調布市立図書館長が指定する事務に関すること。		指定する日数				
26	調布市立図書館における図書館事業の充実を図るため	読書推進員	教育委員会図書館	読書推進活動業務に関すること。	—	週4日 又は週3日	1,300時			26	調布市立図書館における図書館事業の充実を図るため	読書推進員	教育委員会図書館	読書推進活動業務に関すること。	—	週4日 又は週3日	1,300時		
27	調布市立図書館における図書館事業の充実を図るため	音訳等調整員	教育委員会図書館	図書館及び音訳者等との調整に関すること。	—	週2日から週4日のうち所属長が指定す	1,300時			27	調布市立図書館における図書館事業の充実を図るため	音訳等調整員	教育委員会図書館	図書館及び音訳者等との調整に関すること。	—	週2日から週4日のうち所属長が指定す	1,300時		

改正後								改正前														
						る日数						る日数										
28	調布市立図書館における図書館事業の充実を図るため	図書館専門職員	教育委員会図書館	(1) 窓口受付及び資料整理に関すること。 (2) 電子資料利用者への支援業務、原資料の整理業務等に関すること。 (3) 前2号に掲げるもののほか、調布市立図書館長が指定する事務に関すること。	—	週2日から週4日のうち所属長が指定する日数	1,080時					28	調布市立図書館における図書館事業の充実を図るため	図書館専門職員	教育委員会図書館	(1) 窓口受付及び資料整理に関すること。 (2) 電子資料利用者への支援業務、原資料の整理業務等に関すること。 (3) 前2号に掲げるもののほか、調布市立図書館長が指定する事務に関すること。	—	週2日から週4日のうち所属長が指定する日数	1,080時			
29	調布市郷土博物館事業の振興を図るため	郷土博物館専門員	教育委員会郷土博物館	郷土博物館が所管する収蔵資料・文化財・史跡・郷土史に関する事務事業全般に関すること。	博物館又は関連する専門分野に対する識見を有する者であること。	週4日	1,600時					29	調布市郷土博物館事業の振興を図るため	郷土博物館専門員	教育委員会郷土博物館	郷土博物館が所管する収蔵資料・文化財・史跡・郷土史に関する事務事業全般に関すること。	博物館又は関連する専門分野に対する識見を有する者であること。	週4日	1,600時			
30	地域の社会教育の	公民館専門	教育委員	(1) 各種事業の企画・運	社会教育主事の資	月16日	1,600時					30	地域の社会教育の	公民館専門	教育委員	(1) 各種事業の企画・運	社会教育主事の資	月16日	1,600時			

改正後								改正前												
	向上を図り各種事業の推進及び市民の要望に応えるため	門員	会公民館	営及びこれに付随する事務に関すること。 (2) 公民館使用者及びサークル活動への援助に関すること。	格若しくは教員免許を有する者又は社会教育施設での実務経験が3年以上ある者であること。						向上を図り各種事業の推進及び市民の要望に応えるため	門員	会公民館	営及びこれに付随する事務に関すること。 (2) 公民館使用者及びサークル活動への援助に関すること。	格若しくは教員免許を有する者又は社会教育施設での実務経験が3年以上ある者であること。					
31	教育委員会の各種事業の推進及び市民の要望に応えるため	保育士(臨時)	教育委員会各(室・所・館)	保育室開室時間等の保育業務に関すること。	保育士資格を有する者又は保育士資格に準ずる資格を有する者であること。	教育委員会が定める日数	1,170時				31	教育委員会の各種事業の推進及び市民の要望に応えるため	保育士(臨時)	教育委員会各(室・所・館)	保育室開室時間等の保育業務に関すること。	保育士資格を有する者又は保育士資格に準ずる資格を有する者であること。	教育委員会が定める日数	1,170時		
					無資格者		1,090時									無資格者		1,090時		